

被 処 分 者	認 定 証 番 号	石川県公安委員会 第211号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	小松ピーチ運転代行
	主たる営業所が所在する 市 区 町 村	加賀市
処 分 年 月 日		令和8年3月31日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償措置を講ずることなく、随伴用自動車を用いて運転代行業務を行ったため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条および第22条2項
処分を行った都道府県		石川県